

第42回人権施策推進審議会における意見の反映状況について

第3章 分野別施策の推進			
1 災害と人権	頁	委員意見	対応状況
(3) 基本的な取組	22	<p>「防災に関する施策・方針や防災の現場に男女共同参画の視点を取り入れ、防災分野への女性の共同参画に努めます」とあるが、女性のみならず、高齢者や障害のある人の参画はされていないのか。</p> <p>防災に関する施策・方針を策定する上で、高齢者や障害のある人の参画がされているのであれば、</p> <p>「防災に関する施策・方針や防災の現場に男女共同参画等の視点を取り入れ、防災分野への女性や高齢者、障害のある人の共同参画に努めます」に修正してはどうか。</p>	<p>防災に関する施策や方針等を審議する組織への高齢者や障害のある人の参画については、当該施策や方針の素案を作成する際に、国のガイドラインや他府県の事例、高齢者や障害のある人などの関係者の意見を踏まえて検討していることから、改定案については修正しないものとする。</p> <p>なお、今回の審議会での委員意見については、各防災関係課へ伝達している。</p>
7 障害のある人の人権	頁	委員意見	対応状況
(3) 基本的な取組	51	<p>33 手話についての取組が今回追記されているが、身体障害者補助犬についての啓発や取組についての記載ができないか検討して欲しい。</p>	<p>委員意見に基づき、「力 社会参加の環境づくり」の②に、『目や耳、手足に障害のある人をサポートする身体障害者補助犬への理解を促進し、大切なパートナーとしてよりよく暮らせる環境づくりを推進します。』を追記する。</p>
15 ホームレス	頁	委員意見	対応状況
(3) 基本的な取組	74 75	<p>56 2 段落目に「ホームレスの人々が健康で文化的な生活を送ることができる社会を実現するためには、」とあるが、ホームレスそのものの生活状態を認めていると誤解をうむのではないか。</p>	<p>委員意見に基づき、下表のとおり修正する。</p>
委員意見に基づき修正した改定案		第42回審議会の改定案	
<p>(3) 基本的な取組</p> <p>私たちは、一人一人が平等な存在として人間らしく生きる権利をもっており、誰もが、健康で文化的な生活を送ることができる社会を実現するためには、社会福祉施策とともに、私たち一人一人がホームレスに対する理解を深め、人権に配慮することが大切です。</p>		<p>(3) 基本的な取組</p> <p>私たちは誰もが、一人一人が平等な存在として人間らしく生きる権利をもっています。</p> <p>ホームレスの人々が、健康で文化的な生活を送ることができる社会を実現するためには、社会福祉施策とともに、私たち一人一人がホームレスの人々に対する理解を深め、人権に配慮することが大切です。</p>	

16 LGBT や性同一性障害のある人等の人権	頁	委員意見	対応状況
(1) 現状と課題	75	<p>58①改定案では、トランスジェンダーの中に、性同一性障害のある人は含まれる書き方になっている。</p> <p>トランスジェンダーの場合で、診断を受ければ性同一性障害のある人ということであれば、そういう書き方にした方がよい。</p> <p>また、分野別名称を「LGBT等の人の人権」や「性的少数者（性的マイノリティ）」に修正してはどうか。</p> <p>②現行の基本方針には、「子どもの場合は、学校生活における制服やトイレ等への配慮が必要となっている」という記載があるが、今回の改定案では、具体的なに関する記載がない。</p> <p>LGBTの問題では、学校教育が一番関係しているので、「学校教育では配慮が必要」ということを示しておくべきではないか。</p>	<p>①「性同一性障害のある人」については「身体」と「心」の性を適合させる意思があり、そのことについて2人以上の医師の診断が一致している人であり、トランスジェンダーとは区別して記載する必要があると考えている。</p> <p>そこで、トランスジェンダーの説明後になお書きで「性同一性障害」について記載するのではなく、トランスジェンダーの説明の次の段落に「性同一性障害のある人」について記載し、分野別名称については、改正案を修正しないものとする。</p> <p>②委員意見に基づき、学校生活における配慮の必要性を追記する。</p>
委員意見に基づき修正した改定案		第42回審議会の改定案	
<p>(1) 現状と課題</p> <p>恋愛・性愛の対象が同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛といった^(※)性的指向のある人は、周囲の差別的な言葉や雰囲気^(※)に苦しんでいることが少なくありません。</p> <p><u>さらに、身体^(※)の性と心の性が一致しないことで違和感をもつトランスジェンダーも、周囲の差別的な言葉や雰囲気^(※)に苦しむとともに、服装やトイレ等について様々な悩みを抱えています。特に、児童生徒については、学校生活における配慮が必要となっています。</u></p> <p><u>また、性同一性障害のある人とは、生物学的には性別が明らかであるにも関わらず、心理的にはそれとは別の性別であるとの持続的な確信を持ち、かつ、自己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする意思を有する人であって、そのことについてその診断を的確に行うために必要な知識及び経験を有する2人以上の医師の一般に認められている医学的知見に基づき行う診断が一致している人</u>をいいます。性別適合手術を受けた人については、戸籍上の性別と外観が一致せず本人確認等で問題が生じているため、平成16年（2004年）に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、家庭裁判所の審判によって性別の変更が認められることとなりました。平成20年（2008年）には家庭裁判所による性別変更要件を緩和する同法の一部改正法が施行されました。</p>	<p>(1) 現状と課題</p> <p>恋愛・性愛の対象が同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛といった^(※)性的指向のある人は、周囲の差別的な言葉や雰囲気^(※)に苦しんでいることが少なくありません。</p> <p><u>また、からだの性とこころの性が一致しないために自分自身に対し強い違和感をもつトランスジェンダーの人も、周囲の差別的な言葉や雰囲気^(※)に苦しむとともに、からだの性とこころの性が一致しないことで服装やトイレ等について様々な悩みを抱えています。なお、性同一性障害とは、からだの性とこころの性が一致しないと診断を受けた人に対する医学的な疾患・診断名のことをいいます。</u></p> <p>性別適合手術を受けた人については、戸籍上の性別と外観が一致せず本人確認等で問題が生じているため、平成16年（2004年）に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、家庭裁判所の審判によって性別の変更が認められることとなりました。平成20年（2008年）には家庭裁判所による性別変更要件を緩和する同法の一部改正法が施行されました。</p>		